

19.12.19

本日ここに、平成 19 年 12 月第 4 回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出いたします議案の説明に先立ち、最近の村政を取り巻く状況などについてご説明申し上げたいと存じます。

地方財政は、国の三位一体改革の影響で、地方交付税は削減され、地方交付税制度が有する財政力の格差是正機能が減退し、逼迫の度合いを強めています。

20 年度の税制改正大綱では、地方自治体間の税収格差是正のため、地方法人 2 税のうち、法人事業税を都市部から地方に再配分することが決定されました。

税収格差の是正は必要なことではありますが、どのような手法で行われるかが重要なことでもあります。

今後、地方財政計画等を注視しながら、来年度の予算編成に当たってまいりたいと考えております。

このような地方がおかれている厳しい現状の中で、過疎地域自立促進特別措置法が平成 22 年 3 月に期限切れを迎え、都市部への食料・水資源の供給や自然環境の保全等の機能を果たしている過疎地域は、人口減少など実態はより一層深刻で、地域にあった対策をさらに推し進めていかなければならない時、全国知事会過疎対策特別委員会委員長、また、全国過疎地域自立促進連盟の会長にと、地域の実情をもっともよくご承知いただいている村井知事がご就任いただいたことを、心強く思ったところであります。

総務省は 12 月 7 日、自治体の財政破綻を認定する新しい基準を公表しました。

自治体財政健全化法に基づき、破綻状態で国等の関与による確実な再生を図る「財政再生」と、黄信号を示し自主的な改善努力による財政健全化を図る「早期健全化」の 2 段階で自治体財政をチェックする 4 指標の数値基準が示され、21 年秋にまとまる 20 年度決算から適用されることとなりました。

この指標のうち 1 つでも基準を超える自治体は、まず早期健全化団体に移行、さらに悪化して基準を上回れば財政再生団体となります。

清内路村は、この指標のうち、実質公債費比率が 18 年度数値で 25.7%と基準を超えておりますが、幸い、温泉やスキー場の整備など、利用者の低迷が借金返済に影響するなどの借入れはなく、簡易水道や農集排、学校整備に関するもので、すでに、住民の皆さんには、財政見通し・財政シミュレーションでお示ししておりますとおりです。

村民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、昨年度 8 千 7 百万円余、本年度も 8 千 4 百万円余の繰上償還を行いまして、対応してまいりたいと考えております。

11 月 24 日に行われた牧野光朗飯田市長と菅谷昭松本市長による、「望ましい行政と市民の関係とは、住み続けられるまちにするためには。」についての対談記事が新聞にありました。

この懇談の中で、菅谷松本市長は「超少子高齢社会を迎え、今後、大きな経済成長は望めない。20 年、30 年後を見すえたまちづくりでないといけない。行政依存型から市民主体

のまちづくりへ、行政は縁の下の力持ち。」、また、牧野飯田市長は「住み続けられる地域にするために、いったん離れた人たちが帰ってこられる産業、人、子育てでできる地域が必要。」と両市長さんのお考えが掲載されていました。

これは、清内路村が目指す方向と共通しており、住民皆さんで作りに上げた「村づくり指針」のとおりであります。

今後、私たちの村づくりをしっかりと進めていかなければと思ったところです。

また、11月23日には、総務省の過疎問題懇談会が本村を視察していただきました。

清内路の現況を説明させていただいた後、下清内路の集落や国保診療所施設等をご覧いただき、いろいろとご提言もいただきことができました。

いただいたご提言について、今後の村政運営に役立ててまいりたいと考えております。

委員の方々からは、ここ清内路について「全国の過疎地の中でも、住みたくなくなるたたずまいであることにかけては上位クラスで、こんな雰囲気を楽しみながら歩きたいという人も多いはず。」というお言葉もいただいたところであります。

県では、適切な手入れが行われずに森林が荒廃していることから、森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、広く県民の理解と協力を得ながら、間伐等の森林づくりを集中的に実施するため、12月県議会に「長野県森林づくり県民税」が提案されています。

新たな住民負担となりますが、森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、地球温暖化防止に貢献するなど多面的な機能を有する緑の社会資本であります。

また、すべての県民がその恩恵を享受しているものでありますので、長野県森林づくり県民税によりまして、地域の実情や住民ニーズに対応した里山の間伐等が行われるものと思っております。

阿智村との合併につきましては、両村議会により「あり方研究会」が設置され、既に2度開催され、阿智村と清内路村の今後あり方について、熱心に議論されているところであります。

この間も、阿智村においては、各地区での自治会懇談会や清内路との合併についての学習会が開催されるなど、阿智村の皆さんの議論も始まり、清内路といたしましては、大変ありがたく思い、阿智村の皆さんのご意見等は、重く受け止めているところであります。

学習会の折には、阿智村の住民の皆さんや主催者の方々に、議員をはじめ、多くの住民の皆さんが参加された熱意、日ごろの清内路の活動について、このうえないお褒めのお言葉や清内路への応援を数多くいただきました。

言葉には言い表すことができないものであります。

県からも、「地域の議論、判断を尊重し、合併を決めた市町村には最大限の支援をする。」とのご説明をいただいております。

基礎自治体として、自らの責任で主体的に施策を立案し、実施していくためには、それぞれの市町村が自立できる体制、基盤を有するということが大変重要なことであります。

清内路が目指している「合併による地域の自立」を実現するため、努力してまいります。

住民の皆さんの手づくりによる地域づくりが、数多く行われております。

保育園では、保育園児に、村の伝統野菜であります赤根大根の収穫を体験してもらいました。収穫体験は、松沢地区の遊休地を利用して試験栽培してきた畑で、小さい頃から村

の伝統野菜に親しんでもらうために、今年初めて企画されました。

小学校では、住民の方を講師にお招きし、五平もち作り教室が開かれました。地域文化に親しむ機会をつくろうと、住民の皆さんと協力して取り組んでいる「郷土食をみんなで作っていただく日」の一環で、昨年に引き続き行われました。

今年初めて開催された「おおまき感謝祭」では、すでに来年の予約販売も行われているほどの人気があります「大人になったあかねちゃん」の解禁。開田裕治さんには、手づくり花火とおおまきを組み合わせた作品の披露。裏千家専任講師筒井宗栄氏によりまず抹茶生産量日本一の愛知県西尾市の抹茶を一番清水で点てたお茶の提供。「コカリナをふきまい会」の演奏などが行われました。奥山の原生巨木であるおおまきは、訪れた多くの人達の心をとらえたことと思います。

全国の伝統花火保存団体が集まる「第8回全国伝統花火サミット2007」が昼神温泉郷で開かれました。下清内路煙火有志会がホスト役を務め、花火文化の伝承に向けた意見交換会の後、夜には全国から集まった団体が実演。多くの観光客の皆さんや住民の皆さんに、個性あふれる伝統花火をご覧いただきました。

清内路ブランドに新しい仲間が加わりました。村内で収穫したグミの実を使ったジャムが商品化され、販売が始まりました。

また、2年目を迎えた清内路村産大豆を使った豆腐づくりも、参加農家が増え、栽培方法も工夫するなど、大豆の収穫量は今年の2倍以上とのこと、今から楽しみであります。

あかねちゃん、箱寿司など、清内路ブランドが次々に商品化されています。

頼もしい住民活動が始まりました。自分たちの地域は自分たちで守るため、「消防協力クラブ」が発足し、発足式には、私も出席させていただきました。少子高齢化が進む本村にとって、74名の方が集まり組織を作って活動いただくことを、とても心強く思ったところです。

住民の皆さんによる、どこにも負けない手づくりの村起こしが行われていることを大変うれしく思っています。

原油高を背景に、ガソリンや灯油はもちろん、来年早々にはプロパンガスや食料品等の値上がりも予定されています。

本格的な需要期を迎え、各家庭に及ぼす影響は大きいものであります。

県においては、まず、中小企業や農家の経営が厳しさを増していることから、中小企業向けの融資枠を増やしたり、資金繰りを支援するほか、相談窓口を設ける等の対応に乗り出しております。

さらに、政府においても、原油高騰への緊急対策の大枠が決まりましたので、一刻も早い消費者の立場にたった迅速な対応をお願いしたいと思います。

さて、本定例会において、ご審議をお願いいたします案件につきましては、条例案2件、補正予算案6件であります。

第1号議案の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事院勧告に基づき、給料表、扶養手当及び勤勉手当について改定するものであります。

第2号議案の「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、職員の育児休業について、再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加、及

び、育児のための部分休業の承認要件の緩和を改正するものであります。

第3号議案の一般会計補正予算につきましては、今後の財政運営の健全化を図るため、起債の繰上償還に要する経費など、6,932万5千円であります。

第4号議案の国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、データベース改修に要する経費など、125万円であります。

第5号議案の老人保健医療特別会計補正予算につきましては、18年度の決算に伴う剰余金の繰出分、273万2千円であります。

第6号議案の介護保険特別会計補正予算につきましては、新規認定者や介護度の変更に係る経費など、936万9千円あります。

第7号議案の簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、起債の繰上償還に要する経費など、1,669万2千円あります。

第8号議案の農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、起債の繰上償還等に要する経費など、2,417万円あります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案につきましては、その都度、担当課長等から説明させていただきますので、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。